

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成23年4月1日

規程第 16 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が定款第4条第1項第2号に基づき市町村に交付する市町村振興宝くじ交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって宮崎県が協会に交付する交付金（以下「県交付金」という。）を財源とする。

(市町村への配分基準)

第3条 市町村交付金の市町村への配分については、その額の3分の1を均等割、3分の2を人口割として行う。

2 前項に規定する均等割の平成17年度以降に合併した合併市町村の数値は、当分の間、合併前の平成17年4月1日の市町村数とする。

3 第1項に規定する人口割の市町村人口は、直近の国勢調査確定値とする。

4 県交付金の預金から生じる利息は、翌年度の県交付金と合わせて市町村に交付する。

5 市町村交付金の単位は、円単位とする。

(交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(交付手続き)

第5条 協会は、県交付金の額が決定した場合は、第3条により算出した額を様式第1号の市町村交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた市町村は、様式第2号の市町村交付金交付申請書により交付申請するものとする。

3 理事長は、前項の請求に基づき、市町村交付金を速やかに市町村に交付するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第6条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、当該年度終了後1箇月以内に、その用途について、様式第3号の市町村交付金事業実績報告書により報告するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。